

5. 上記4の場合、主取りとはみなされず、売買代金、せり保険の保険料の各決済金額については、業務規程第20条第5項及び売買契約書第2条2項により落札者持分に相当する減額は行わず(民法「混同」規定の不適用)、かかる落札者は売買代金及び保険料につきその全額を支払います。またこの場合、私どもは販売者として落札価格に基づいて算出された売買手数料を開設者に支払います。

6. 私どもは、家畜市場業務規程、その他貴協会が定めた規則を遵守し、また万が一、私どもから共有代表者への授権に関する問題が生じ又は共有代表者(もしくはその他の共有者)の作為もしくは不作為のために何らかの問題・事故等が起きた場合、私どもはこれら問題・事故等の一切を自らの責任において処理・解決し、貴協会、購買者、その他の関係者(以下「貴協会等」と総称します)には何らの迷惑もかけないものとします。また、かかる問題・事故等により貴協会等に損害が発生した場合、共有代表者を含む共有者全員が連帯してその賠償の責に任じます。

以上